

フリースクール連携推進事業（運営費）補助金交付要領 変更箇所

改正後	現行（令和7年度）
<p>令和<u>8</u>年度茨城県<u>民間</u>フリースクール連携推進事業（運営費補助）実施要領</p> <p>1 趣旨 学校以外の場において学習支援等を行う<u>民間</u>フリースクールに対する運営費補助を実施することにより、義務教育段階における不登校児童生徒の教育機会の確保及び社会的自立の促進を図る。</p> <p>2 事業対象期間 令和<u>8</u>年4月1日から令和<u>9</u>年3月31日までとする。</p> <p>3 事業の実施方法 令和<u>8</u>年度茨城県<u>民間</u>フリースクール連携推進事業（<u>運営費</u>）補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。</p> <p>4 補助事業の内容 (1) 補助対象 補助要件を満たした<u>民間</u>フリースクールを補助対象とする。 (2) 補助対象経費 <u>通所している児童生徒の支援に係る人件費、フリースクールとして児童生徒が使用する施設・建物の賃借料及び管理運営費（管理費、水道光熱費、通信費、事務用品費その他フリースクールの運営に必要な経費をいう。）。ただし、教材費、図書購入費、体験活動・行事に係る費用及び利用者から別途実費徴収している経費を除く。</u> (3) 補助率及び補助限度額 <u>ア 補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）とする。</u></p>	<p>令和<u>7</u>年度茨城県フリースクール連携推進事業（運営費補助）実施要領</p> <p>1 趣旨 学校以外の場において学習支援等を行うフリースクールに対する運営費補助を実施することにより、義務教育段階における不登校児童生徒の教育機会の確保及び社会的自立の促進を図る。</p> <p>2 事業対象期間 令和<u>7</u>年4月1日から令和<u>8</u>年3月31日までとする。</p> <p>3 事業の実施方法 令和<u>7</u>年度茨城県フリースクール連携推進事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。</p> <p>4 補助事業の内容 (1) 補助対象 補助要件を満たしたフリースクールを補助対象とする。 (2) 補助対象経費 <u>フリースクールを運営するに当たり必要な経費（通所している児童生徒の支援に係る人件費、フリースクールとして児童生徒が使用する施設・建物の賃借料及び管理費、教材費、図書購入費、事務用品費、その他児童生徒を支援するために必要な経費）</u> (3) 補助率及び補助限度額 <u>補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）とする。補助額は、1施設あたり年間1,000,000円を限度とする。</u></p>

イ 補助額は、1施設あたり年間1,000,000円を限度とする。

ウ 予算の範囲内において補助金を交付するものとする。予算を超えた申請があった場合には、通所児童生徒数、学校との連携状況、事業の継続性、補助金の必要性等を総合的に判断して補助額を決定する。

(4) 補助要件

ア 県内に所在すること

イ 租税の未申告や滞納がないこと

ウ 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有していること

エ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること

オ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること

カ 通所者が3名以上いること（生計を共にしている児童生徒は除く）

キ 個人の状況に応じた相談・指導が行われていること

ク 指導に必要な職員を複数人有していること

ケ 不登校児童生徒の相談・指導を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること

コ 週3日以上及び学校の教育課程に基づく教育活動の時間帯に開設していること

サ フリースクールの運営にあたり、県補助額の1/2以上の自己資金や民間企業等からの寄附金、借入金等を充当し、フリースクールを運営していること

シ 茨城県教育委員会が主催する連絡協議会に参加すること

ス 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと

セ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと

予算の範囲内において補助金を交付するものとする。予算を超えた申請があった場合には、総合的に判断して補助額を決定する。

(4) 補助要件

ア 県内に所在すること

イ 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有していること

ウ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること

エ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること

オ 通所者が3名以上いること（生計を共にしている児童生徒は除く）

カ 個人の状況に応じた相談・指導が行われていること

キ 指導に必要な職員を複数人有していること

ク 不登校児童生徒の相談・指導を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること

ケ 週3日以上及び市町村立学校と同様の時間帯に開設していること

コ フリースクールの運営にあたり、補助額の1/2以上の自己資金や民間企業等からの寄付金、借入金等を充当し、フリースクールを運営していること

サ 茨城県教育委員会が主催する連絡協議会に参加すること

シ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと

ス 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと

セ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

- ソ 過度な利益追求や勧誘等を行っていないこと
タ 児童生徒等に対する体罰、虐待、児童対象性暴力等その他人権侵害行為を行ったことが判明している者を、本事業に従事させていないこと
チ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律及び国が定めるガイドライン等の趣旨を踏まえ、児童対象性暴力等の防止のために必要な措置を講じていること
ツ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
テ 本事業の補助対象経費と同一の経費について、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けていないこと

5 申請方法

(2) 申請期限

令和8年6月30日（火）まで

(5) 追加募集

申請状況に応じて、令和8年10月から11月に追加募集を実施する場合がある。

6 審査について

(2) 訪問調査

ア 運営費補助を申請した民間フリースクールに対して、茨城県教育委員会による訪問調査を実施する。

- ソ 国又は地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けていないこと

5 申請方法

(2) 申請期限

令和7年6月30日（月）まで

(5) 追加募集

申請状況に応じて、令和7年10月から11月に追加募集を実施する場合がある。

6 審査について

(2) 訪問調査

ア 運営費補助を申請したフリースクールに対して、茨城県教育委員会による訪問調査を実施する。